

「平和のための退役軍人の会」による憲法修正案

アメリカ合衆国憲法への修正条項の導入を提案する共同決議

アメリカ合衆国憲法の修正条項として提案される以下の文言は、招集されるアメリカ合衆国連邦議会上下両院の各々三分の二の同意をもって議決され、四分の三の州の立法府によって批准される場合には、その意図と目的に従って、憲法の一部としての効力を有することとなる。

われらアメリカ合衆国国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、明白かつ切迫した威嚇又は攻撃から国土を直接防衛する上で用いられる場合を除いて、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

紛争が人類の悪弊であることを認識しつつ、アメリカ合衆国は、将来にわたり、国内紛争を国内的な法の支配の下に解決するのと同様に、国際紛争を国際的な法の支配の下に、非暴力的な手段によって、国際連合、国際司法裁判所、他のすべての関連国際機関、他のすべての国々と協力して、解決するべく努力する。

この戦争放棄の修正条項に矛盾するアメリカ合衆国憲法のいかなる条項も、これによって無効となる。

アメリカ合衆国連邦議会は、この修正条項を実現するために必要な法律を定立する権限を有するものとする。